

子どもの権利委員会だより

【川崎市子どもの権利委員会】

川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づき設置された第三者機関で、市長等の諮問に応じて子どもの権利の保障の状況を調査審議し、結果を答申する。委員は学識経験者、公募市民で構成。定員10名。任期3年。

第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書より

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもを含む川崎市民及び子どもに関わる職員の子どもの権利保障に関する実態や意識を把握するために、3年ごとに実施しています。

●参加について

話し合いの場に参加したことが「ない」と答えた子どもは70.6%でした。



Q. あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。【子ども】

- 学校教育推進会議、生徒会・児童会の話し合い 7.7%
- 子ども夢パーク・子ども文化センター・わくわくプラザの話し合い 6.5%
- 川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議の話し合い 4.9%
- ：
- したことがない 70.6%

子どもの意見 (参加する権利)

※原文のまま掲載

- ・「市」で決めることを私たちも参加したい。また、自分たちもそのことについて深く知りたい。(11歳)
- ・そもそも社会に参加する、しないは個人の自由であると思う。(16歳)
- ・社会に参加している、ということあまり強く感じたことはありません。社会に参加する、ということがどういうことなのかよく分かりません。(13歳)

コラム 条例20周年記念 7つの権利について思うこと

こんにちは。条例制定20周年に向けて、今回から川崎市子どもの権利条例の中のとりわけ大切な7つの権利の一つずつ御紹介します。

今回は「参加する権利」です。

「参加」の形にも様々あると感じました。先日の夢パまつりでは、わからない問題を教えてあげる子ども、どんなに難しい問題でも自力で解こうとする子どもなど、クイズに参加する場一つを提供するだけで、子どもたちが「仲間をつくり、仲間とつどう」ようになったように感じました。

参加を通して、子どもたちの笑顔が一つでも増えると嬉しいです。

事務局 小宮



御来場ありがとうございました。 夢パまつりに参加しました！

7月16日(祝)に高津区にある子ども夢パークで開催された夢パまつりにて、子どもの権利に関するブースを出展しました。夢パまつり来場者にブース内のクイズを解いてもらい、全問正解者にはオリジナルバックをプレゼントしました。暑い中、会場には150人ほどの子どもたちが来場してくれました。ありがとうございました。



次回子ども夢パークでのイベント

子どもゆめ横丁 11月4日(日) 11:00～15:00

講師を派遣しています

学習会や研修の企画にお悩みではありませんか？

子どもの権利のことや条例について、当室担当職員が
出向き、テーマにあわせてお話しさせていただきます。

★「子どもの権利」って例えばどんなこと？

★子どもの権利条例があると何が変わるの？

などなど、皆さんの疑問に答えながら分かりやすくお話しします。費用はかかりません。お気軽にご相談ください。

質問例：すべての人の人権を守るためにはどうすればよいか。

